

福島新田と岩付衆福嶋氏

秦野 秀明

はじめに

『新編武蔵風土記稿』船渡村の項には、小名として「福島新田」、「上手組」、「下手組」、「大島組」、「新田組」の五つの記載があり、「福島新田」の説明として、「元禄改定の国図」には、此新田をのせ船渡村全き別村には非ずして、當村の小名となれり」^①とある。

また、『武蔵国埼玉郡村誌』では、「福島新田」に関する記載として、「元禄改の国図」に船渡村枝郷福島新田と載する村落あり之れを里背に質すに元禄八年乙亥檢地の時本村に併せて全く一村となすと云ふ今尚字地の中に此名を存せり」、「福嶋 堀向の東に連る東西六町南北一町三十間」^②とある。

加藤幸一氏による現地における聞き取り調査では、福島新田の開発者のリーダーの子孫と推測されるB家(屋号 福嶋)には、江戸時代以前に、岩付城より派遣されてきた者(武士か)によつて開発されたという口伝がある。

故に今回、「元禄改定の国図」に載る「福島新田」の開発の歴史を、以下のような仮説の提起をし、考察を試みた。

①「岩付衆」の「福嶋氏」の指導の元、B家(屋号 福嶋)の先祖であるB1氏が、リーダーとして実際の開発を行い、一定の成果を上げた。

②正保年間(二六四四〜四七)から元禄八年(二六九五)までの期間に、その後も引き続きB1氏の子孫であるB2氏以降が、リーダーとして開発を行い、「福島新田」として「元禄改定の国図」に記載された。

一 岩付衆福嶋氏

『越谷市史』では、「岩付衆」に関して、以下のように述べている。

北条氏政は天正五年(一五七七)閏七月からの結城城攻めに際し、その前月の七月十三日、岩付衆に出陣を命じて「岩付諸奉行、但今度之陣一廻之掟」という掟書を発した(『豊島宮城文書』)。これは氏房(筆者注 北条氏房)入城以前のものであるが、岩付城の家臣団構成と軍勢力を知る上で好史料であり、氏房(筆者注 北条氏房)以後においても大差ないと思われる。ここに記された諸奉行と兵数は表(筆者注 資料一)の通りである。^③

資料一

天正五年七月岩付衆編成

数 奉行

小旗衆 一二〇余本 中筑後守・立川藤左衛門・潮田内匠助

鎗衆 六〇〇余本 福嶋四郎右衛門・豊田周防守・立川式部丞・春日与兵衛

鉄砲衆 五〇余挺 河口四郎左衛門・真野平太

弓衆 四〇余張 尾崎飛驒守・高麗大炊助

歩者衆 二五〇余人 山田弥六郎・川目大守・嶋村若狭守

馬上衆 五〇〇余騎 渋江式部大夫・太田右衛門佐・春日左衛門・宮城四郎兵衛・小田掃部助・細谷刑部左衛門

歩走衆 二〇人 馬場源十郎

計 一六〇〇余人 ^④

この資料一「天正五年七月岩付衆編成」の中に、「鎗奉行」として福嶋四郎右衛門の名がある。『越谷市史』では、「鎗奉行」の福嶋四郎右衛門および北条氏に關係する福島の名字を持つ者に関して、以下のように述べている。

鎗奉行の四郎右衛門については『小田原衆所領役帳』中に同名のものが玉繩衆として三七貫余文の役高を持つているが、同一人物かどうか不明である。また同衆中に福島左衛門が二三〇貫五百文の役高を持って同帳に記されているが、これは福島(北条)綱成の弟ではないかとも見られている。鎗奉行福嶋四郎右衛門は詳細は不明としても北条氏の岩付獲得後、北条氏によって同城にいれられたとみることは可能だろう。のち天正十四年、太田氏房(筆者注)北条氏房が大相模不動に禁制を發するが、その奉行人となった福島又八郎も四郎右衛門とつながりのあるものである⁵⁾。

鎗奉行福嶋四郎右衛門の詳細は不明のようであるが、『越谷市史』では、旧船渡村から比較的距離の近い旧西方村の大聖寺(大相模不動尊)に対して、天正十四年(一五九六)、北条氏房が發給した掟書に記載される奉行人福島又八郎を、福嶋四郎右衛門とつながりのある者として考察している。

二 天正十四年發給の禁制

さらに『越谷市史』では、その禁制に関して、以下のように述べている。

永祿十年(一五六七)七月に(筆者注)太田氏資が平林寺に越谷市域にあった四条村を安堵し、また元龜二年二月に北条氏繁が大相模不動院(現大聖寺)に出した判物に「右、大相模不動院古来より岩付祈願所につき」としていることなどからすれば、越谷市域の地も(筆者注)太田資正の時代から岩付城の配下に入っていたと見てほぼ間違いないであろう。

また市(いち)については『新編武蔵風土記稿』に越ヶ谷宿で二・七の六齋市が始まったのは文祿年間(一五九二から九六)であるという伝えを載せている。これについては天正十四年(一五八六)一月に岩付城主太田氏房(筆者注)北条氏房が大相模不動坊に發した禁制が注目される(「西角以家文書」市史第二卷五三ページ)。

禁制

- 一 喧嘩口論の事
- 一 押買狼藉の事
- 一 博戯博奕の事

右条々違犯の輩は則ち披露を遂ぐべし、嚴科に処するべき旨

仰せ出さるもの也、仍つて件の如し

天正十四亥

(太田氏房(筆者注)北条氏房) 朱印

正月廿八日 福嶋又八郎これを奉る

大相模不動坊

ここに云う「押買」とは、売手の意に反する安い価格で強制的に物品を買い取ること、中世、特に戦国期に「押売・押買」と並列されて市や宿(しゆく)などの流通を混乱させる行為としばしば戦国大名から禁止された。この禁制から、天正十四年(但し文書中の干支丁亥は天正十五年)の段階には、大相模不動の門前で六齋市とまでは行かないにしても定期

的に市が開かれ、人々が群れ集まっていたことが知れよう。この文書は、越谷市史第三巻の注にもある通り、大聖寺所蔵の写しが知られていたが、同写しには印判についての記事が無かったため、長い間誰が発給したのか不明であった。しかし、近年大宮市（筆者注 現さいたま市）氷川神社の神官西角井家から埼玉県立文書館に委託された同家文書中から下部が切断された原文書が発見され、その朱印より太田氏房（筆者注 北条氏房）の発給したものであることが明らかにされた。^⑥

三 岩附城士の福島氏

『埼玉苗字辞典』では、「岩附城士の福島氏」として、以下のような記載がある。

一 岩附城士の福島氏

高麗文書（家伝史料）に「永禄中、しゅいの次第・福島四郎右衛門」。

豊島宮城文書に「天正五年七月十三日、岩付の鎗奉行福島四郎右衛門尉」。

道祖土文書に「天正六年四月七日、比企郡三保谷郷検地書出、十九貫五百六十五文・福島給田」。

豊島宮城文書に「天正十二年七月十日、太田氏房祝言の行列次第、宮城美作守と福島出羽守の兩人は物奉行なり」。

北条氏房朱印状に「天正十六年五月二十一日、中足立之改、福島出羽守手代一人」。

岩附奉行にて、埼玉郡西方村大聖寺文書に「天正十四年正月二十八日、禁制御朱印之事、福島又八郎奉之」。

鎌倉月輪院證文に「天正十六年閏五月二十五日、福島又八郎房重花押」。

足立郡中尾村吉祥寺文書に「天正十七年六月十三日、福島又八郎印」

と見ゆ。^⑦

むすびにかえて

以上、「元禄改定の国図」に載る「福島新田」の原型となる開発が、「岩付衆」の「福嶋氏」の指導の元に行われたとして仮説の提起をして史料を集めたが、筆者の力量では到底解決には至らず、今後の研究課題として提示するに留まった。

注

- (1) 『新編武蔵風土記稿』【第三期】第十卷、雄山閣、一九六三、一八二・一八三頁
- (2) 『武蔵国郡村誌』第十一卷、埼玉県立図書館、一九五四、一八一・一八二頁
- (3) 谷沢 孝『越谷市史二 通史上』越谷市、一九七五、三三四頁
- (4) 谷沢 孝『越谷市史二 通史上』越谷市、一九七五、三三五頁
- (5) 谷沢 孝『越谷市史二 通史上』越谷市、一九七五、三三五頁
- (6) 谷沢 孝『越谷市史二 通史上』越谷市、一九七五、一九二・一九三頁
- (7) 『埼玉苗字辞典』

元祿年中改定圖

